

第3次黒潮町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

2018年度～2022年度



2019年 3月

高知県黒潮町

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的……………1
2. 基準年度・計画期間・目標年度……………1
3. 対象範囲……………1~2
4. 対象とする温室効果ガス……………2

第2章 第2次計画における目標達成状況

1. 温室効果ガス排出量……………2

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量……………3
2. 要因別の排出状況……………3
3. 削減目標……………4

第4章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等……………4
2. 物品購入等……………4
3. その他の取組……………4~5

第5章 推進・点検体制

1. 推進体制……………6
2. 点検体制……………6
3. 進捗状況の公表……………6

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条の第1項及び第10項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。黒潮町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

第3次計画の基準年度を2017年度とし、計画期間を2018年度～2022年度までの5年間とする。

目標年度については、2022年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

(対象施設一覧)

施 設 名	
黒潮町役場本庁 (2018年1月9日新庁舎に移転)	黒潮町役場佐賀支所
黒潮町大方町民館	黒潮町佐賀町民館
黒潮町保健センター	黒潮町総合保健センター
黒潮町拳ノ川診療所	黒潮町衛生センター
黒潮町EM菌培養施設	黒潮町立南部保育所
黒潮町立大方中央保育所	黒潮町立大方くじら保育所

黒潮町立佐賀保育所	黒潮町立三浦小学校
黒潮町立田ノ口小学校	黒潮町立入野小学校
黒潮町立南郷小学校	黒潮町立上川口小学校
黒潮町立佐賀小学校	黒潮町立伊与喜小学校
黒潮町立拳ノ川小学校	黒潮町立大方中学校
黒潮町立佐賀中学校	黒潮町大方学校給食センター
黒潮町佐賀学校給食センター	

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、7種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 第2次計画における目標達成状況

1. 温室効果ガス総排出量

第2次計画の計画期間の温室効果ガス排出量は、2012年度を基準年とし目標の排出量5%の削減は達成できておらず、その原因は管理施設の増加に伴い電気使用量が増加したこと、公用車の走行距離の増加に伴う使用燃料が増加したこと、学校施設及び佐賀学校給食センターにて灯油の使用量が増加したことによる。

目標年度の2017年度の排出量の算出においては、2018年1月に新庁舎移転したことにより、新庁舎と旧庁舎の合計値になる。

第2次黒潮町地球温暖化対策実行計画

目標別の達成度（基準年度2012年度、目標達成年度2017年度）

年度	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
2012年度	1,855.0	(基準年)
2013年度	2,511.1	△35.4
2014年度	2,427.4	△30.9
2015年度	2,456.2	△32.4
2016年度	2,289.8	△23.4
2017年度	1,901.2	△2.5

第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

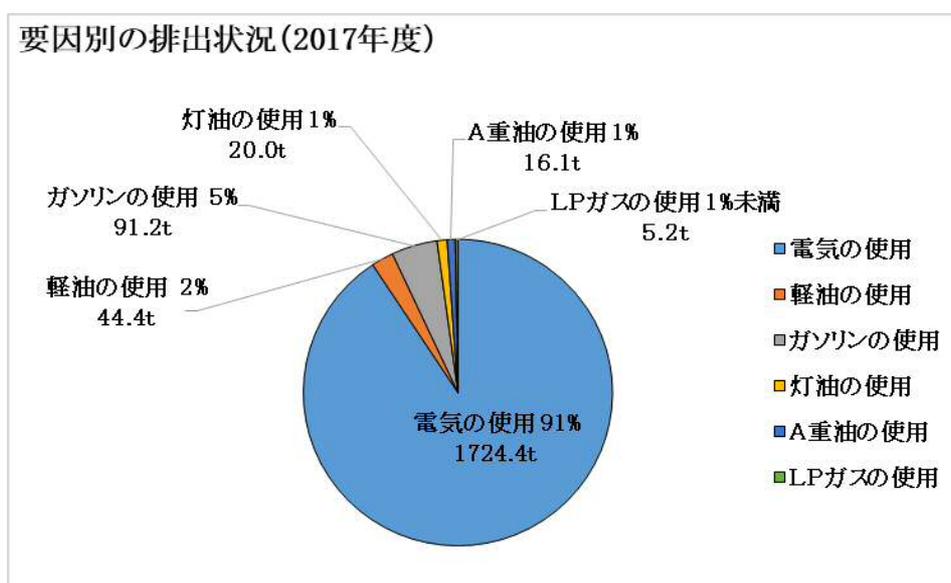
1. 目標年度の二酸化炭素排出量

黒潮町の事務・事業における二酸化炭素総排出量は、2017年度は1,901.2t-CO₂である。

区分	排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素(CO ₂)	1,901.2 t-CO ₂

2. 要因別の排出状況

目標年度である2017年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の91%を占め、次いでガソリンの使用が5%、軽油の使用が2%で全体の98%を占めている。



削減目標

第2次計画の目標年度途中より新庁舎に移転したことにより、目標排出年度量は、旧庁舎と新庁舎の混合データとしたが、第3次計画の基準年度排出量は、新庁舎の電力データを可能な限り収集し、算出した推計値を電気使用量とし、その他は基準年度のデータを使用することとした。

上記により算出した二酸化炭素排出量を基準値として、計画期間の最終年度である2022年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 2017 年度	削減目標	目標年度排出量 2022 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,922.1 t-CO ₂	5%	1,826,0 t-CO ₂

第4章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス等）を導入する。
- ・高効率照明、高効率冷暖房設備への更新を順次行う。
- ・公用車の更新時に、ハイブリットカー、電気自動車等の導入を図る。
- ・管理施設への再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入を図る。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

3. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明や冷暖房機器の使用抑制に努める。

- ・ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・ 利用者がいない場所は消灯する。
- ・ 退庁時には冷暖房機器や身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・ 冷暖房を適切に使う。
- ・ エレベーターの利用を極力控える。

②燃料使用量の削減

- ・ 無駄なアイドリングは控え、公用車から離れる時は必ずエンジンを切る。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・ 急発進、急加速をしない。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・ マイバッグやマイボトルを使用する。

④用紙類

- ・ 両面印刷、ミスコピー用紙の活用を徹底し、用紙の削減に努める。
- ・ リサイクル用紙の購入に努める。
- ・ 書類等のペーパーレス化に努める。
- ・ 廃棄用紙等は分別し資源化（シュレッダー化）を行う。

⑤水道

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・ 自動水栓などの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・ 環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・ 職員（通勤距離 2km 未満の職員）のエコ通勤を促進する。
- ・ 職員が参加出来る環境保全活動（例：地域の清掃活動等）について、必要な情報提供を行う。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・ 施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。
- ・ 公務出張の際は公共交通機関の利用を推進する。
- ・ 町内事業所へ省エネルギー設備の普及促進、再生可能エネルギー設備の活用推進を図る。
- ・ 観光施設等への再生可能エネルギー設備及びEV充電設備の普及促進を図る。

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進委員会」「推進委員」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進委員会

住民課長を委員長、総務課長を副委員長とし、委員は各課・事務局・委員会の中から係長職1名以上をもって充て、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の推進委員を置く。推進委員は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を住民課環境保全係に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進委員」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進委員会」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報誌やHP等により公表する。